

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和5年度 水素を燃料とする鉄道車両の法令規制見直しにおける安全性評価方法に関する調査検討	支出負担行為担当官 大臣官房 会計課長 木村 大 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.2.2	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 2050年カーボンニュートラルや水素社会の実現に向け、鉄道分野においても水素の活用を推進することが必要であり、特に水素を燃料とした鉄道車両に関する技術開発や実証実験等を推進する必要がある。 一方、この鉄道車両の構造や取扱い等は現在の鉄道の技術基準等には示されておらず、また、燃料として使用される水素の容器及びその附属品等には高圧ガス保安法が適用されるが、この規制内容は鉄道車両としての使用を想定したものとになっていないことから、鉄道関係法令及び高圧ガス保安法令両面における今後の技術基準等について見直しを検討する必要がある。この検討にあたっては、鉄道特有の実態を踏まえて新たに規定しようとする水素を燃料とする鉄道車両の構造や取扱い等について実証実験及びシミュレーション等を行うことで、現行の安全規制と同等以上であることを評価するための実証実験等の方法を検討する。 これらの調査目的及び内容を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道の車両や電気設備等の安全性検証等の研究に関する知見を有していることのみならず、水素を燃料とする鉄道車両の開発に関する実務経験に基づく実践的な知見が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は多様な鉄道事業者の車両や電気設備等装置に関する安全性検証等を実施するとともに、カーボンニュートラルに向けた研究開発案件として水素を燃料とする鉄道車両の開発に取組む機関であり、既往の水素を燃料とする鉄道車両開発の知見が同研究所に集約されていることを踏まえると、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月28付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	4,978,922	4,906,000	98.54%	-	公財	国認定	1者	
新潟港東港地区出入管理情報システム設定等業務 R6.2.20～R6.3.28 役務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R6.2.20	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第5項 予決令第99条第1号 本業務は、新潟東港コンテナターミナルに設置している出入管理情報システム用の機器交換等に伴うシステム設定及び動作確認を行うものである。このシステムは、港湾管理者提供の保安カメラ映像などの秘匿性の高い情報を取り扱っており、秘密契約で行う必要がある。公益社団法人日本港湾協会は、出入管理情報システムの開発や運用支援業務を行っている実績、港湾施工管理システムの設計・構築の実績を有しており、唯一これらのシステムを熟知している者である。また、保安対策の実施方法の検討など調査・研究を数多く実施しており、「国際船舶・港湾保安法」に基づく港湾保安対策に関する高度な知見を有している。 さらに、組織内に港湾の「保安・情報システム部」を設置して情報管理規定を設け、厳重なアクセスコントロールを行うなど秘密保全の組織体制が十分整備されている。以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである	4,367,000	4,070,000	93.20%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年能登半島地震を踏まえた下水道復旧方針等に関する調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.2.29	(公社)全国上下水道コンサルタント協会 東京都荒川区西日暮里5-26-8	5011505001568	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年能登半島地震において甚大な被害を受けた地域における下水道施設の被害状況調査の結果及び水道の復旧状況、地域の特性や復興まちづくりの方針などを踏まえ、課題と必要な対策を整理するものである。また、整理した結果を踏まえ、上下水道地震対策検討委員会(仮称)を運営し、上下水道施設の今後の地震対策や、被災市町の復興に向けた上下水道の整備方針、上下水道一体での応急復旧などのあり方について検討し、その結果をとりまとめるものである。そのため、我が国の下水道に関する幅広い知見を有するだけでなく、高度な技術も保有している必要があり、さらに、過去の大規模災害復旧業務の経験を有する者に委託する必要がある。 現在、令和6年能登半島地震の被害が出ている8市町(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)においては、発災直後から公道財団法人全国上下水道コンサルタント協会の加盟企業が下水道施設の被害状況の調査や被害の要因分析を行っており、調査で得られた情報を元に各被災地域の特性を評価した上で、被災自治体との間で、下水道施設の復旧に向けた施工条件や施工方法、優先的に復旧すべき地域の選定など具体的な調整を行っている。よって、能登半島地震において甚大な被害を受けた地域における下水道施設の被害状況は、現地で活動している当該協会の加盟企業が把握しており、当該協会は各企業の情報を整理しているため、当該協会が広域的な被害状況の情報を持つ唯一の団体であるため、左記業者と随意契約を行うものである。	120,934,000	119,900,000	99.14%	-	公社	国認定	1者	
令和6年能登半島地震を踏まえた下水道復旧方針検討のための管路施設被災状況調査	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.2.29	(公社)日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2-5-11	1010005014415	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、上下水道が一体的となった地震対策を検討するために開催される上下水道地震対策検討委員会(仮称)における本地震被害検証の基礎資料を作成するものである。 その基礎資料としては、下水道管路施設の被害状況を整理し、本地震における被害の特徴を把握できるものとする。 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会は、本地震において被害を受けた地方公共団体と災害時復旧支援協定を締結しており、管路施設の調査等については、当該協会が行うこととなっている。 当該協会は、発災直後から被害を受けた地域において、広い範囲で管路調査や応急復旧活動を行っているため、管路施設の被災状況や応急復旧状況について広域的な情報を持つ唯一の団体である。 本地震における被害概況の早急な把握・整理の実施のためには、当該協会が所有する広域的な情報が必要であるため、左記業者と随意契約を行うものである。	39,941,000	39,149,000	98.02%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
2027年国際園芸博覧会政府出展事業(屋外展示等に係る業務)(第1回変更)	支出負担行為担当官 都市場長 天河宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.2.29	共同提案体(構成員) (公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会において、国土交通省及び農林水産省で連携し、開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を実施するため、屋外展示に係る検討を行うことを目的とする。 本業務の履行にあたっては、政府出展の検討を分担して実施する農林水産省、さらには(公社)2027年国際園芸博覧会協会や横浜市等と綿密に連携して検討を進めるための体制構築、幅広い事例等に基づき検討を実施する能力や適切に事例等を収集する能力等が必要である。 このため、案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年5月11日から令和5年6月2日までの期間、庁舎内掲示板及び1行目調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、フレック研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	30,995,748	33,748,000	108.88%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.3.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」いう。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今後実施する「令和4年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間(ウポポイ)への誘客を通じて地方活性化を推進するため、①コンテンツ、②施設、③広域連携アクセス、④情報の質・量、⑤意識・人材、⑥関係者との共創の「6つの視点」に体系化し事業を実施するものである。 したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団ではなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	937,722,000	937,722,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。